

## 庁議における審議要旨

### 日時

令和8年1月8日 午後4時00分～午後5時00分

### 場所

庁議室

### 出席者

区長、副区長、副区長、教育長、総務企画部長、管理部長、区民生活部長、地域文化スポーツ部長、産業経済部長、環境清掃部長、健康推進担当部長、子ども家庭部長、防災都市づくり部長、土木担当部長、会計管理部長、教育部長、総務企画課長、企画担当課長、財政課長、広報課長

### 付議案件

- 1 荒川区子ども・子育て会議条例の一部改正について
- 2 荒川区特定乳児等通園支援事業の運営の基準に関する条例の制定について
- 3 若者相談事業「わか」の相談実績等について
- 4 荒川区公契約条例（素案）に係るパブリックコメントの実施結果について
- 5 荒川区公契約条例の制定について
- 6 災害時等における無人航空機を活用した支援業務に関する協定の締結について
- 7 荒川区営運動場の設置、管理に関する条例の一部改正について
- 8 区民運動場の休場日及び使用時間の変更について
- 9 東尾久地域包括支援センター移転について

### 審議の要旨

- 1 荒川区子ども・子育て会議条例の一部改正について  
子育て支援課長から資料に基づき説明があり、了承。
- 2 荒川区特定乳児等通園支援事業の運営の基準に関する条例の制定について  
保育課長から資料に基づき説明があり、了承。
- 3 若者相談事業「わか」の相談実績等について  
児童青少年課長から資料に基づき説明があり、了承。  
(主な意見・質疑)  
○若者相談事業「わか」の相談対応件数が減少している。相談が減ること自体は悩みが減っていることであるかもしれないので悪いことではないのかもしれないが、理由の分析はしているか。  
・ 相談件数が減少している理由については、実際のところ、正確な分析が難しい。社会一般的には若者が悩み事をAIに相談するケースが増えているとは聞いているが、それらも含めて理由の分析に努めていく。
- 4 荒川区公契約条例（素案）に係るパブリックコメントの実施結果について
- 5 荒川区公契約条例の制定について  
経理課長から上記2件について資料に基づき説明があり、了承。

- 6 災害時等における無人航空機を活用した支援業務に関する協定の締結について  
防災課長から資料に基づき説明があり、了承。

(主な意見・質疑)

○区では既に複数の企業と災害時における無人航空機（ドローン）の提供と支援に関する協定を締結しているが、災害時には多くの提携先があったほうがよいため、他企業との連携も検討していく必要がある。

- 7 荒川区営運動場の設置、管理に関する条例の一部改正について

- 8 区民運動場の休場日及び使用時間の変更について

スポーツ振興課長から上記2件について資料に基づき説明があり、了承。

- 9 東尾久地域包括支援センター移転について

高齢者福祉課長から資料に基づき説明があり、了承。

#### 配付資料

- 1 荒川区子ども・子育て会議条例の一部改正について

- 2 荒川区特定乳児等通園支援事業の運営の基準に関する条例の制定について

- 3 若者相談事業「わか」の相談実績等について

- 4 荒川区公契約条例（素案）に係るパブリックコメントの実施結果について

- 5 荒川区公契約条例の制定について

- 6 災害時等における無人航空機を活用した支援業務に関する協定の締結について

- 7 荒川区営運動場の設置、管理に関する条例の一部改正について

- 8 区民運動場の休場日及び使用時間の変更について

- 9 東尾久地域包括支援センター移転について

**庁議付議予定案件**  
**(令和8年1月8日 午後 4時00分～)**

- 1 荒川区子ども・子育て会議条例の一部改正について  

(説明者 子育て支援課長)
- 2 荒川区特定乳児等通園支援事業の運営の基準に関する条例の制定について  

(説明者 保育課長)
- 3 若者相談事業「わか」の相談実績等について  

(説明者 児童青少年課長)
- 4 荒川区公契約条例（素案）に係るパブリックコメントの実施結果について  

(説明者 経理課長)
- 5 荒川区公契約条例の制定について  

(説明者 経理課長)
- 6 災害時等における無人航空機を活用した支援業務に関する協定の締結について  

(説明者 防災課長)
- 7 荒川区営運動場の設置、管理に関する条例の一部改正について  

(説明者 スポーツ振興課長)
- 8 区民運動場の休場日及び使用時間の変更について  

(説明者 スポーツ振興課長)

9 東尾久地域包括支援センター移転について

(説明者 高齢者福祉課長)

○ 今後の庁議日程

1月15日(木) 午後 4時00分～

1月23日(金) 午後 4時00分～

庁議説明資料	
8.1.8	子ども家庭部子育て支援課

## 荒川区子ども・子育て会議条例の一部改正について

1 改正・提案理由				
子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)の改正に伴い、荒川区子ども・子育て会議の所掌事務に、特定乳児等通園支援の利用定員の設定に関する事項を加えるため				
2 内容				
<p>(1) 法改正の概要 区市町村が事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとして、「特定乳児等通園支援の利用定員の設定に関する事項」を追加した。</p> <p>(2) 条例改正の内容 子ども・子育て会議の所掌事務として調査審議し、答申する事項として「特定乳児等通園支援の利用定員の設定に関する事項」を追加する。</p>				
3 施行期日				
令和8年4月1日				
議会等報告	開示予定日	区報	HP	記者会見
2月4日 文教・子育て支援委員会 (内示)	議決後	—	—	—



議案第 号

荒川区子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和8年 月 日

提出者 荒川区長 滝 口 学

荒川区子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

荒川区子ども・子育て会議条例（平成25年荒川区条例第33号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(所掌事務)</p> <p>第3条 会議は、次に掲げる事項について区長の諮問に応じて調査審議し、答申する。</p> <p>(1) 特定教育・保育施設、<u>特定地域型保育事業及び法第54条の2第2項の規定による特定乳児等通園支援の利用定員の設定に関する事項</u></p> <p>(2) から (4) まで (略)</p>	<p>(所掌事務)</p> <p>第3条 会議は、次に掲げる事項について区長の諮問に応じて調査審議し、答申する。</p> <p>(1) 特定教育・保育施設<u>及び</u>特定地域型保育事業の利用定員の設定に関する事項</p> <p>(2) から (4) まで (略)</p>

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提案理由

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の改正に伴い、荒川区子ども・子育て会議の所掌事務に、特定乳児等通園支援の利用定員の設定に関する事項を加えるため、この条例案を提出いたします。



庁議説明資料	
8.1.8	子ども家庭部保育課

## 荒川区特定乳児等通園支援事業の運営の基準に関する条例の制定について

1 改正・提案理由				
子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第54条の3において準用する第46条第2項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業の運営の基準に関する条例を制定するため。				
2 内容				
(1) 概要				
<p>令和7年度に子ども・子育て支援法（以下「法」という。）に基づく地域子ども・子育て支援事業として制度化された乳児等通園支援事業（通称：こども誰でも通園制度）が令和8年度から新たな給付として実施されることを受け、令和7年11月、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和7年内閣府令第95号）が公布された。</p> <p>法第54条の3において準用する法第46条第2項において、乳児等通園支援を行う者が従うべき基準については自治体が定めることとされていることから、荒川区特定乳児等通園支援事業の運営の基準に関する条例を制定する。</p>				
(2) 主な内容				
ア 利用定員に関する基準				
1時間当たりの利用定員を定めるものとする。				
イ 運営に関する基準				
(ア) 面談				
特定乳児等通園支援を最初に提供する際は、保護者との面談が必要				
(イ) 特定教育・保育施設等との連携				
保育所・幼稚園等との円滑な接続に資するよう密接な連携に努める				
(ウ) 特定乳児等通園支援に関する評価等				
定期的に外部の評価を受け結果を公表し、常にその改善を図るよう努める				
(エ) 勤務体制の確保等				
事業所ごとに職員の勤務の体制を定める				
(オ) 利用定員の遵守				
1時間当たりの利用定員を超えてはならない				
(カ) 虐待等の禁止				
児童福祉法で規定する虐待その他心身に有害な影響を与える行為の禁止				
3 施行期日				
令和8年4月1日				
議会等報告	開示予定日	区報	HP	記者会見
2月4日 文教・子育て支援委員会 (内示)	議決後	—	—	—



議案第 号

荒川区特定乳児等通園支援事業の運営の基準に関する条例  
上記の議案を提出する。

令和8年 月 日

提出者 荒川区長 滝口学

荒川区特定乳児等通園支援事業の運営の基準に関する条例

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準（第4条）

第2節 運営に関する基準（第5条—第29条）

第3章 雑則（第30条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）

第54条の3において準用する法第46条第2項の規定に基づき、荒川区（以下「区」という。）  
における特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

（一般原則）

第3条 特定乳児等通園支援事業者は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定乳児等通園支援の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指さなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの意思及び人格を尊重して、常に当該支給対象小学校就学前子どもの立場に立って特定乳児等通園支援を提供するように努めなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、地域及び家庭との結びつきを重視した運営を行い、都道府県、区、特定教育・保育施設等（法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者をいう。以下同じ。）、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、特定乳児等通園支援事業者が特定乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「特定乳児等通園支援事業所」という。）の職員に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

## 第1節 利用定員に関する基準

第4条 特定乳児等通園支援事業者は、1時間当たりの利用定員（法第54条の2第1項の確認において定めるものに限る。次項において同じ。）を定めるものとする。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもが当該特定乳児等通園支援事業者の提供する特定乳児等通園支援を利用する時間数、特定乳児等通園支援事業所が開所する日数及び時間その他の事情を考慮して1月当たりの利用定員を定めるものとする。

## 第2節 運営に関する基準

（面談）

第5条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供しようとするときに、荒川区規則（以下「規則」という。）で定めるところにより、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境を把握するための当該保護者との面談（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながらする通話を含む。）を行わなければならない。

（正当な理由のない提供拒否の禁止）

第6条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

（あっせん及び要請に対する協力）

第7条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援の利用について法第54条の3において準用する法第54条第1項の規定により区が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

（乳児等支援給付認定の申請に係る援助）

第8条 特定乳児等通園支援事業者は、法第30条の15第1項の認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに当該認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

（心身の状況等の把握）

第9条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援の提供に当たっては、乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況、当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境、他の特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援の利用状況その他の教育・保育等の利用の状況の把握に努めなければならない。

（特定教育・保育施設等との連携）

第10条 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等において継続的に提供される特定教育・保育及び特定地域型保育との円滑な接続に資するよう、乳児等支援給付認定子どもに係る情報の提供その他特定教育・保育施設等との密接な連携に努めなければならない。

（支払）

第11条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領（法第30条の20第5項（法第30条の21第3項において準用する場合を含む。）の規定により区が支払う特定乳児等通園支援に要した費用の額の一部を、乳児等支援給付認定保護者に代わり特定乳児等通園支援事業者が受領することをいう。次条において同じ。）を受けないときは、乳児等支援給付認定保護者から、当該特定乳児等通園支援に係る特定乳児等通園支援費用基準額（法第30条の20第3項に規

定する額をいう。次項において同じ。)の支払を受けるものとする。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援の提供に当たって、当該特定乳児等通園支援の質の確保及び向上を図る上で必要であると認められる対価について、当該特定乳児等通園支援に要する費用として見込まれるものの額と特定乳児等通園支援費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、規則で定める費用の額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

(乳児等支援給付費の額に係る通知等)

第12条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領により特定乳児等通園支援に係る乳児等支援給付費の支給を受けた場合は、乳児等支援給付認定保護者に対し、当該乳児等支援給付認定保護者に係る乳児等支援給付費の額を通知しなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領を行わない特定乳児等通園支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定乳児等通園支援の内容、利用時間、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定乳児等通園支援提供証明書を乳児等支援給付認定保護者に対して交付しなければならない。

(特定乳児等通園支援の取扱方針)

第13条 特定乳児等通園支援事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。)の特性に留意して、支給対象小学校就学前子ども及びその保護者の心身の状況等に応じて、特定乳児等通園支援の提供を適切に行わなければならない。

(特定乳児等通園支援に関する評価等)

第14条 特定乳児等通園支援事業者は、自らその提供する特定乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(相談及び援助)

第15条 特定乳児等通園支援事業者は、常に乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境の的確な把握に努め、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第16条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、現に特定乳児等通園支援の提供を行っているときに乳児等支援給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該乳児等支援給付認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(勤務体制の確保等)

第17条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対し、適切な特定乳児等通園支援を提供することができるよう、特定乳児等通園支援事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所ごとに、当該特定乳児等通園支援事業所の職員によって特定乳児等通園支援を提供しなければならない。ただし、特定乳児等通園支援の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員の資質向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(利用定員の遵守)

第18条 特定乳児等通園支援事業者は、第4条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員を超えて特定乳児等通園支援の提供を行ってはならない。

(掲示等)

第19条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の見やすい場所に規則で定める重要事項を掲示するとともに、当該事項を規則で定める方法により公衆の閲覧に供しなければならない。

(乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則)

第20条 特定乳児等通園支援事業所においては、乳児等支援給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は第11条の規定による支払の状況によって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第21条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、乳児等支援給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該乳児等支援給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(秘密保持等)

第22条 特定乳児等通園支援事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、乳児等支援給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者の同意を得ておかなければならない。

(情報の提供等)

第23条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用しようとする乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定乳児等通園支援事業者を選択することができるように、その提供する特定乳児等通園支援の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第24条 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業（法第59条第1号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設、地域型保育事業者（地域型保育を行う事業者をいう。次項において同じ。）若しくは乳児等通園支援事業者（乳児等通園支援を行う事業者をいう。次項において同じ。）又はその職員に対し、支給対象小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定乳児等通園支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業者等、教育・保育施設、地域型保育事業者若しくは乳児等通園支援事業者又はその職員から、支給対象小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

（苦情解決）

第25条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども又は乳児等支援給付認定保護者その他の当該乳児等支援給付認定子どもの家族（以下この条において「乳児等支援給付認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して区が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関し、法第30条の13において準用する法第14条第1項の規定により区が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該区の職員からの質問若しくは特定乳児等通園支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して区が行う調査に協力するとともに、区から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、区からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を区に報告しなければならない。

（地域との連携等）

第26条 特定乳児等通園支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

（事故発生の防止及び発生時の対応）

第27条 特定乳児等通園支援事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに区及び当該乳児等支援給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

（会計の区分）

第28条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備等)

第29条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供に関する規則で定める記録等を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

### 第3章 雑則

(委任)

第30条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

### 提案理由

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の改正に伴い、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるため、この条例案を提出いたします。

## 若者相談事業「わっか」の相談実績等について

### 1 経緯

- ・区では、悩みや困難を抱える若者を支援するため、若者からの様々な相談をワンストップで受け付ける相談事業を令和4年12月に開始した。
- ・さらに相談者が身近で気軽に相談できるよう、令和5年2月からふれあい館への「出張わっか」を開始するとともに、令和5年4月からは、LINEを入口としたチャット相談を開始した。
- ・令和7年3月に策定した「荒川区子ども・若者総合計画」においても、課題を抱える若者が相談しやすい体制の充実を図るため、若者相談「わっか」の充実を重点事業に位置付けた。
- ・令和7年7月には、相談のハードルを下げる取組みとして、LINEによる相談体制を構築し、LINEの友だち登録者数が400名を超えている。

### 2 相談件数

#### (1) 相談方法別内訳

年度	電話	LINE	メール	出張	面接	同行	合計
R7	82 (49.7%)	48 (29.1%)	20 (12.1%)	15 (9.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	165 (100%)
R6	157 (46.3%)	113 (33.3%)	37 (10.9%)	28 (8.3%)	3 (0.9%)	1 (0.3%)	339 (100%)
R5	132 (37.5%)	150 (42.6%)	5 (1.4%)	34 (9.7%)	29 (8.2%)	2 (0.6%)	352 (100%)
R4	20 (80.0%)	—	0 (0.0%)	3 (12.0%)	2 (8.0%)	0 (0.0%)	25 (100%)

※令和4年度は、令和4年12月から4か月間の数字（チャット相談未実施）  
 ※LINEの項目は、令和5年4月から令和7年6月まではチャットの相談件数  
 ※令和7年度の数字は、令和7年12月31日現在

#### (2) 相談内容別内訳

年度	自分自身	家族関係	対人関係	学校関係	仕事関係	その他	合計
R7	85 (51.5%)	17 (10.3%)	20 (12.1%)	5 (3.0%)	10 (6.1%)	28 (17.0%)	165 (100%)
R6	252 (74.3%)	25 (7.4%)	18 (5.3%)	4 (1.2%)	25 (7.4%)	15 (4.4%)	339 (100%)
R5	184 (52.3%)	92 (26.1%)	0 (0.0%)	20 (5.7%)	34 (9.7%)	22 (6.2%)	352 (100%)
R4	2 (8.0%)	4 (16.0%)	1 (4.0%)	2 (8.0%)	13 (52.0%)	3 (12.0%)	25 (100%)

※令和4年度は、令和4年12月から4か月間の数字  
 ※令和7年度の数字は、令和7年12月31日現在

内 容

【裏面へ続く】

<主な相談内容>

- ・自分自身：生きることへの辛さ、不安感、孤独感、居場所が欲しい、誰かと話がしたい、生活についての不安など
- ・家族関係：親子関係、夫婦関係、子育てに関する相談、家族の生活就業状況に関する相談など
- ・対人関係：人付き合い（友人・知人）に関する相談など
- ・学校関係：友人関係（接し方）、学業不振やプレッシャー、進路の悩み、保護者からの不登校に関する相談など
- ・仕事関係：職場での人間関係、就職活動・就職先についての不安、再就職に関する相談など
- ・その他：相談内容を聞き取る以前に終了した事例など

3 相談内容と主なつながり先

相談内容	主なつながり先
生活についての不安（金銭・仕事など全般）	仕事・生活サポートデスク
転職・就職に関する相談	わかもの就労サポートデスク、ハローワーク（日暮里わかものハローワーク）、東京しごとセンター
夫婦関係や子育て	ひとり親相談、女性相談、DV相談プラス、あらかわキッズ・ファミリーコール24
つらい気持ちやつらい体験	荒川区子ども家庭総合センター、子ども・若者向けのWEB空間サイト
LGBTQ	アクト21
居場所・交流・勉強のできる場所	子どもの居場所、ふれあい館、ゆいの森
障がい、体調に関すること	自立支援医療制度（障害者福祉課）、アゼリア、たんぼぼセンター、都立精神保健福祉センター、医療情報ネット、東京都発達障害者支援センター
その他	区民相談、他自治体の窓口など

4 「出張わっか」における取組

- ・ふれあい館への「出張わっか」について、適宜、しおりづくりなどのイベントを同時開催するなど、相談目的で来館した方以外にも「わっか」を知っていただく取組を行ってきた。
- ・ふれあい館同様、誰もが気軽に来館できる公共施設である尾久図書館において、ブックカバー制作イベントと相談会の同時開催を試行的に実施し、多くの方に「わっか」を知っていただく機会とした。

5 今後の方向性

様々な困難を抱える若者が気軽に相談できる環境をさらに充実させるとともに、安心して過ごすことができる居場所づくりを進める。

	<p>(1) 若者が相談しやすい環境の充実  現在、主にふれあい館で実施している「出張わか」について、他の公共施設等での実施の拡大を検討するなど、相談の場の充実とともに居場所としての機能を拡充していく。</p> <p>(2) 居場所づくりの推進  かつて支援を受けていた子どもが支援する側に回ることによる若者の居場所づくりも含め、若者の居場所を増やしていく。</p>			
今後の予定	令和8年1月22日 若者支援・健全育成調査特別委員会			
議会等報告	開示予定日	区報	HP	記者会見
1月22日 若者支援・健全育成調査特別委員会	委員会報告後	—	—	—



庁議説明資料	
8.1.8	管理部経理課

荒川区公契約条例（素案）に係るパブリックコメントの実施結果について

内 容	<p>1 概要 パブリックコメントに対する区の考え方を整理したので報告する。</p> <p>2 パブリックコメント実施概要  (1) 意見募集期間 令和7年11月12日（水）～12月11日（木）  (2) 閲覧場所 荒川区ホームページ、経理課、区役所情報提供コーナー</p> <p>3 パブリックコメント実施結果  (1) 意見提出者数 9名（ホームページ1名、持参1名、ファクシミリ2名、メール5名）  (2) 意見の内訳（18件）  ①条例制定全般についての意見・・・・・・・・・・3件  ②基本方針に関する意見・・・・・・・・・・1件  ③適用範囲に関する意見・・・・・・・・・・2件  ④労働報酬下限額に関する意見・・・・・・・・・・3件  ⑤申出・周知・不利益取扱いの禁止に関する意見・・1件  ⑥立入調査・公表に関する意見・・・・・・・・・・1件  ⑦審議会に関する意見・・・・・・・・・・2件  ⑧連帯責任に関する意見・・・・・・・・・・1件  ⑨周知に関する意見・・・・・・・・・・1件  ⑩その他・・・・・・・・・・3件  (3) 意見の取扱い  ◎ 条例に反映する（内容の充実）・・・・・・・・・・0件  ○ 既に条例に盛り込まれている・・・・・・・・・・7件  ― 意見・要望としてお聞きする・・・・・・・・・・11件</p> <p>4 荒川区公契約条例(素案)に対するパブリックコメントの実施結果(別紙1)</p> <p>5 条例案(別紙2)</p>			
今 後 の 予 定	令和8年 2月 3日 総務企画委員会			
議会等報告	開示予定日	区報	HP	記者会見
2月3日 総務企画委員会	委員会報告後	-	2月3日	-



## 荒川区公契約条例（素案）に対するパブリック・コメント実施結果

## 1 募集期間

令和7年11月12日（水）から令和7年12月11日（木）まで（1か月間）

## 2 実施方法

区報及び荒川区ホームページへの掲載のほか、SNSへの投稿による周知を行うとともに素案を経理課及び区役所情報提供コーナーにて閲覧に供した。

## 3 意見提出者数

9名（ホームページから1名、持参1名、ファクシミリ2名、メール5名）

## 4 意見数

18件

## 5 意見の取り扱い

記号	区分	意見数
◎	条例に反映する（内容の充実）	0件
○	既に条例に盛り込まれている	7件
—	意見・要望としてお聞きする	11件
合計		18件

「荒川区公契約条例（素案）」に対する提出された「意見の概要」とそれに対する「区の考え方」

◎：条例に反映する（内容の充実） ○：既に条例に盛り込まれている ー：意見・要望としてお聞きする

No.	分野	意見の概要	区の考え方	取扱
1	全般	全体として「荒川区公契約条例（素案）」に示された内容については、受注者または受注関係者による労働者に対する労働報酬下限額以上の支払いを適法に担保する唯一の仕組みである、民法規整型の『ILO94号条約』に準拠した公契約条例案であり、賛同致します。 （同一意見外3件）	公契約であっても民法に則し契約当事者双方の合意により契約内容を決めるべきであり、契約を根拠とする形式が適切かつ実効性が高いと考え、ILO94号条約型の条例案とさせていただきます。	ー
2	全般	すべての適用労働者等の労働債権の請求権を法的に生じさせるための賃金条項と連帯責任条項、また、労働報酬下限額以上の賃金・報酬支払いの実効性確保のための労働者等への周知、申出権、不利益な取扱いの禁止、ほか約定違反時の措置は、いずれも条例の実効性担保のため必須であり、素案のとおり制定・施行されることを求めます。	実効性を担保するための約定事項については、先行自治体の状況や各団体へのヒアリング等を踏まえ定めており、区としても素案のとおり制定・施行を目指してまいります。	ー
3	全般	優れた人材を確保することができる労働者等の適正な労働環境を推進するとの目的にも賛同いたします。	様々な職種で人手不足が顕著になっている中、優れた人材の確保は区の喫緊の課題であり、条例制定により適正な労働環境等の整備を推進することで、人材確保につながるものと考えております。	ー
4	基本方針	第3条、基本方針について 公契約条例の目的を実現させるためには、公契約の適正化が不可欠であり、受発注者の双方が共同して取り組むことが必要です。他自治体の条例にもあるように、基本方針や第4条区の責務などへ「区と受注者が対等平等な関係であることを前提とし、公契約の適正な履行に向け取り組むこと」等の内容を条例に定めてください。	契約は、発注者と受注者が各々対等な立場における合意に基づき締結するものであり、公契約においても同様であるとと考えております。ご意見の趣旨は条例に含まれているものと考えております。	○

5	適用範囲	<p>第6条の「工事又は製造の請負契約でその予定価格が1億円以上のもの」について、適用額の引上げ（議会案件・発注予定額1億8,000万円以上など）を再検討願います。</p>	<p>適用範囲につきましては、「1億8,000万円」の基準も検討いたしましたが、過去の実績を踏まえると、年度によっては適用対象契約がなくなることも想定されることから、事務量と条例制定の効果のバランスを考慮の上、素案の基準とさせていただきます。条例制定後、施行状況を勘案しながら、必要に応じて範囲の見直しを検討してまいります。</p>	—
6	適用範囲	<p>この条例素案を拝見し、労働環境整備を通じて地域経済を支える重要な一歩だと感じました。</p> <p>一方で、素案を読み進め、IT・DX分野への適用が不十分ではないかと考えます。区のDX推進に伴い、システム運用・アプリ開発等のIT委託が見込まれる中、主な対象は建設・清掃等の労働集約型業務ですが、IT委託も1,000万円以上であれば適用対象となります。しかしIT業界特有の成果報酬・フリーランス活用が主流のため、「時間給換算」（第7条・第8条）の実務適用が困難です。リモートワーク中心で立入調査（第11条）も実効性に欠け、人材確保の観点から見逃せません。具体的改善提案として、以下の点を条例に追加・明確化することを提案します。</p> <p>IT職種別労働報酬下限額の設定：プログラマー（月40万円相当、時給2,500円程度）、SE等の職種別基準を公共工事単価同様に区長告示で定める。他自治体（例：杉並区）の事例を参考に、区内IT人材流出を防ぎ、質の高いDX業務を確保。成果報酬・フリーランス対応：IT業務では「総額÷想定時間」で時給換算する方法を明確にし、フリーランスの低単価競争を防ぐ。</p> <p>デジタル報告・調査の導入：労務台帳をクラウド共有化し、立入調査をオンライン対応に。条例自体をDXで効率化し、</p>	<p>工事又は製造以外の請負契約及び委託契約の適用範囲については、その予定価格が1,000万円以上のものであります。規則で定める対象業務については現在検討中ですが、現在の想定として、人件費割合が高いと思われる業種で、年間を通じて恒常的に履行する業務を考えており、特に事務量と条例制定の効果のバランスを考慮し、最低賃金に近い賃金で実施されているような業務を対象とする予定です。対象範囲については、条例制定後に実施状況、課題等を踏まえ、必要に応じて随時見直しを行ってまいります。</p> <p>また、労働報酬下限額及び職種別の基準については、条例制定後に設置する「(仮)荒川区公契約審議会」における審議・答申を踏まえ、適切に対応してまいります。</p>	—

		<p>区のデジタルガバメント推進と整合。 対象拡大と区内優先：IT委託を500万円以上に引き下げ、区内事業者・人材優先条項追加。</p> <p>たとえば商店街ごとに古いHPが多い現状を、誰でも更新できる統一フォーマット・SNS連動システムで支援し、経費削減と連携強化を想定。</p> <p>これらにより、条例は建設業中心からDX時代に対応した包括的なものとなり、入札不調防止・優秀人材確保が加速します。ご検討をお願い申し上げます。</p>		
7	労働報酬 下限額	<p>第8条、労働報酬下限額の決定等について</p> <p>労働報酬下限額の勘案として、(1)ではいわゆる公共工事設計労務単価、(2)では行政職給料表(二)とされています。優れた人材の確保、公契約の適正な履行及び要綱な品質の確保を図り、との条例目的を担保するためにも、これらの勘案基準のみに縛られることなく、情勢に合わせた柔軟な検討を行ってください。</p>	<p>労働報酬下限額につきましては、条例制定後に設置する「(仮)荒川区公契約審議会」において、審議・答申を踏まえ適切に対応してまいります。条例でお示しているのは、あくまでベースとなる基準ですので、賃金変動や市場動向等その他の指標も参考に、適切に反映してまいります。</p>	○
8	労働報酬 下限額	<p>労働報酬の下限額について、実際の物価や業界の状況に合わせて柔軟に見直していく仕組みがあると、区と事業者のどちらにとっても無理が生じにくいと感じました。</p>	<p>労働報酬下限額につきましては、条例制定後に設置する「(仮)荒川区公契約審議会」において、第8条本文の「その他の事情」を根拠として、物価、労務費等の状況を勘案し、毎年見直しを行う予定です。</p>	○
9	労働報酬 下限額	<p>第8条(2)について</p> <p>次年度の業務委託契約、指定管理協定の労働報酬下限額を、第1条(目的)のとおりに「優れた人材を確保することができる」金額とするためには、民間賃金の動向と予測を十分勘案することが必須です。また、将来的には、職種別労働報酬下限額を設定することも考えられ、その際に、各種公的指標の勘案が必要となります。第8条(2)は東京都最低賃金と区職員給与に限定した内容となっております。</p>	<p>労働報酬下限額につきましては、条例制定後に設置する「(仮)荒川区公契約審議会」において、審議、答申を踏まえ、適切に対応してまいります。条例でお示しているのは、あくまでベースとなる指標ですので、(3)第8条本文の「その他の事情」を根拠として、賃金変動や市場動向等その他の指標も参考に、適切に反映してまいります。</p>	○

		<p>り、不十分です。つきましては、業務委託契約、指定管理協定の次年度労働報酬下限額を定めるにあたり、以下のいずれかの方法（根拠）により、民間賃金動向、公的指標も勘案できるようにすることを求めます。</p> <p>（１）第８条（２）に「民間賃金動向および公的指標等」を追記する</p> <p>（２）「民間賃金動向および公的指標等」を勘案する旨の施行規則を定める</p> <p>（３）第８条本文の「その他の事情」を根拠とする</p>		
10	申出・周知・不利益取扱いの禁止	<p>労働報酬下限額の支払いの実効性を担保するため、労働者が事業者に対して労働報酬下限額という労働債権を確実に請求できるよう、次のことを条例に定める必要があります。</p> <p>（１）労働者に対する公契約条例および条例対象事業の労働報酬下限額について、個々の労働者が該当する職種を含めて、確認できる方法による周知の実施</p> <p>（２）労働報酬下限額の未払い又は労働報酬が労働報酬下限額を下回る場合に、当該労働者が区（公契約の当事者）に対して申し出を行う権利</p> <p>（３）上記申し出をした労働者に対する事業者による不利益取り扱いの禁止、申し出に関しては公益通報者保護法に準じた措置を明記すること（同一意見外４件）</p>	<p>ご意見については、公契約条例の実効性を確保していくために重要な事項と認識しており、荒川区公契約条例（素案）においても、（１）については条例案別表６、（２）については条例案第１０条、（３）については条例案別表７に盛り込まれているものと考えております。</p> <p>なお（１）について、具体的な周知内容及び周知方法については、施行規則や手引きにおいて示す予定です。</p>	○
11	立入調査公表	<p>立入調査や公表制度についてはどのような場合に実施されるのか、基準をもう少し明確にしていただけると公平性が保たれると思います。軽微な不備でも大きな影響が出てしまう可能性があるため、その点の配慮をお願いしたいです。</p>	<p>荒川区公契約条例（素案）においても、立入調査の実施基準は第１１条、公表制度の実施基準は第１３条において盛り込まれているものと考えておりますが、いただいたご意見を踏まえ、今後、より具体的にお示しできるよう、取り組んでまいります。</p>	○

12	審議会	<p>審議会の設置に関して 審議会では他区と同様、閉鎖的な運用とせず、一般傍聴も可能とし開かれた公契約条例審議会としてください。また、審議会では、単に労働者の下限額のみを議論とするのではなく、区内業者の育成や地域経済の発展に関わる諸課題についても意見交換を行い、幅広く公共サービスの向上に資する議論を行う場としてください。</p> <p>さらに、審議会の開催は、審議会の意見が区の発注等に十分に反映されるためにも、予算編成を考慮した開催日程としてください。(同一意見外4件)</p>	<p>公契約審議会については、傍聴を可能とすることを考えておりますが、具体的な運用については、規則で定めていくことを予定しています。</p> <p>また、公契約審議会においては、労働報酬下限額だけではなく、区長の諮問にに応じて、その他の公契約に関し必要な事項について意見を聞いていくことを考えております。</p> <p>公契約審議会の開催時期については、いただいたご意見を踏まえ、適正な時期に開催できるよう調整を行ってまいります。</p>	—
13	審議会	<p>第14条2・6、第15条 公契約審議会では、第14条2の「その他公契約に関し必要な事項」として、条例の実効性を向上するための運用課題や入札・公契約制度に関する意見・議論を行うよう求めます。</p>	<p>公契約審議会の調査・審議事項における「その他公契約に関し必要な事項」の具体的な内容については、いただいたご意見を踏まえ、検討してまいります。</p>	—
14	連帯責任	<p>労働報酬に関する受注者の「連帯責任」 受注者は、受注関係者が労働者等に対して支払うべき労働報酬を支払わないとき、または受注関係者が支払った労働報酬の額が労働報酬下限額を下回るときには、当該受注関係者と連携して、当該労働者等に対し、当該労働報酬に相当する金額又は労働報酬下限額と当該支払った労働報酬の額との差額に相当する金額を支払わなければならないことを下請保護や元請責任(建設業法)の観点から盛り込むことが必要です。(同一意見外3件)</p>	<p>ご意見の趣旨については、公契約条例の実効性を確保していく上で、重要な事項と認識しており、荒川区公契約条例(素案)別表4において盛り込まれているものと考えております。</p>	○
15	周知	<p>別表6、第15条について 労働報酬下限額以上の労働報酬の支払い(労働者等の受取り)の実効性を担保するためには、すべての適用労働者等が実際に申出できる状態を確保、維持することが必須です。そのためには、すべての適用労働者等が、自身が適用労働者等</p>	<p>条例の実効性を高めるため、いただいたご意見に関する事項を労働者等へ周知、徹底することは非常に重要なことと考えております。</p> <p>今後、施行規則で適切に規定するよう進めてまいります。</p>	—

		<p>であること、受け取るべき労働報酬下限額、申出権と申出先、不利益な取扱いの禁止について認知するよう、周知を徹底する必要があります。</p> <p>別表の6の「その他規則で定める事項」に、適用労働者等の種類、当該労働者が受け取るべき労働報酬下限額、申出権と申出先、不利益な取扱いの禁止を含むよう求めます。</p>		
16	その他	<p>長期契約に関して</p> <p>長期契約にかかる労働報酬下限額は契約年度ではなく、年度ごとの下限額が適用されることを求めます。このため、受注者及び受注関係者が適正な下限額の支払いを行えるよう、長期契約となる業務委託契約や指定管理協定においても杉並区のようなスライド条項の適用を行ってください。(同一意見外4件)</p>	<p>現在でも、物価や人件費の変動を踏まえ、契約変更協議等、必要に応じて契約金額の見直し等の対応を行っているところです。</p> <p>公契約条例制定後も、業務委託契約や指定管理協定において、年度ごとの下限額を適用し、必要に応じて契約金額の見直しを行う予定です。</p>	—
17	その他	<p>公契約の透明性、労働者の処遇を整えていくという方向性に賛成です。その一方で、荒川区には小規模な事業者も多いと感じており、報告や掲示などの手続が増えることで負担が大きくなりすぎないかが少し気になりました。制度自体は良いものなので、現場が混乱しないように分かりやすいガイドラインやサポートがあると皆様が安心かと存じます。</p>	<p>事業者の負担や区のチェック体制を踏まえて、チェックシート方式による報告書の提出を検討しており、できる限り事業者の負担が増えないような運用を検討してまいります。</p> <p>また、条例制定後、周知期間を設け、現場の混乱がないよう、手引き等により分かりやすくご案内する等、適切な周知を図ってまいります。</p>	—
18	その他	<p>受注時提出の別表「労働条件等の区への報告」書式の簡易・簡素化を切望いたします。</p>	<p>事業者の負担や区のチェック体制を踏まえて、チェックシート方式による報告書の提出を検討しており、できる限り事業者の負担が増えないような運用を検討してまいります。</p>	—



## 荒川区公契約条例

## (目的)

第1条 この条例は、荒川区（以下「区」という。）における公契約に関し、基本方針を定め、区及び受注者の責務を明らかにするとともに、公契約の締結において必要な事項を定めることにより、公契約に係る入札、契約等の適正化及び優れた人材を確保することができる労働者等の適正な労働環境の整備を推進し、公契約の適正な履行及び良好な品質の確保を図り、もって区民の福祉の増進、地域経済の活性化及び持続可能な社会の実現に寄与することを目的とする。

## (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 公契約 区が締結する請負契約、委託契約及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の指定管理者（以下「指定管理者」という。）と締結する公の施設の管理に関する協定（以下「指定管理協定」という。）をいう。

(2) 受注者 区と公契約を締結する者をいう。

(3) 受注関係者 次に掲げる者をいう。

ア 区以外の者から公契約に係る業務の一部を請け負い、又は受託する者（次号イに掲げる者を除く。）

イ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）の規定に基づき、受注者又はアに掲げる者に公契約に係る業務に従事する労働者を派遣する者

(4) 労働者等 次に掲げる者をいう。

ア 受注者又は受注関係者に雇用され、専ら公契約に係る業務に従事する労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条の労働者（同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く。）

イ 受注者又は受注関係者との契約により公契約に係る業務の一部を請け負い、又は受託する者であって、当該業務を他の者を使用しないで行うもの

(5) 労働報酬 公契約に係る業務の対価で、次に掲げるものをいう。ただし、第6条第1項第2号及び第3号に掲げる公契約にあっては、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第4条第3項各号に掲げる賃金を除く。

ア 前号アに掲げる者がその者を雇用する受注者又は受注関係者から得る賃金

イ 前号イに掲げる者が同号イの契約により得る収入

## (基本方針)

第3条 区における公契約に係る基本方針は、次のとおりとする。

(1) 手続の透明性を確保し、公正な競争を促進すること。

(2) 談合その他の不正行為を排除すること。

(3) 労働者等の適正な労働条件の確保その他の労働環境の整備を図ること。

(4) 区内の事業者の受注の機会を確保するよう努めること。

(5) 適正な履行及び良好な品質を確保すること。

## (区の責務)

第4条 区は、前条の基本方針にのっとり、公契約に関する施策を総合的に策定し、及び実施す

る責務を有する。

(受注者の責務)

第5条 受注者は、公契約を締結した者としての社会的な責任を自覚し、法令等を遵守するとともに、前条の施策に協力するよう努めなければならない。

2 受注者は、労働者等の適正な労働条件の確保その他の労働環境の整備に努めなければならない。

(適用範囲)

第6条 次条から第13条までの規定は、公契約のうち次に掲げるものについて適用する。

(1) 工事又は製造の請負契約でその予定価格が1億円以上のもの

(2) 工事又は製造以外の請負契約及び委託契約のうちその予定価格が1,000万円以上のものであって、荒川区規則(以下「規則」という。)で定めるもの

(3) 指定管理協定(規則で定めるものを除く。)

2 前項の規定は、公契約の受注者が国、地方公共団体その他規則で定める者である場合については、適用しない。

(労働者等の労働報酬)

第7条 区は、公契約において、その受注者及び受注関係者が労働者等(最低賃金法第7条の労働者を除く。次条第1項において同じ。)に対し、労働報酬の下限として区長が定める額(以下「労働報酬下限額」という。)以上の額の労働報酬を支払わなければならないことを約定するものとする。

2 労働報酬下限額は、時間によって定めるものとする。

3 労働報酬が時間以外の期間又は出来高払制その他の請負制によって定められている場合における当該労働報酬の換算方法は、規則で定める。

(労働報酬下限額の決定等)

第8条 区長は、次の各号に掲げる労働者等の区分に応じ、当該各号に定めるものその他の事情を勘案して、労働報酬下限額を定めるものとする。

(1) 第6条第1項第1号に掲げる公契約に係る業務に従事する労働者等 農林水産省及び国土交通省が決定する公共工事の工事費の積算に用いるための労務の単価

(2) 第6条第1項第2号又は第3号に掲げる公契約に係る業務に従事する労働者等 最低賃金法第9条第1項の地域別最低賃金及び職員の給与に関する条例(昭和33年荒川区条例第4号)第5条第1項第1号イの行政職給料表(二)に定める額

2 区長は、労働報酬下限額を定めようとするときは、あらかじめ、第14条第1項の荒川区公契約審議会の意見を聴かななければならない。

3 区長は、労働報酬下限額を定めたときは、これを告示するものとする。

(公契約において約定する事項)

第9条 区は、公契約の締結に当たり、第7条第1項に規定する事項のほか、別表に定める事項を約定するものとする。

(労働者等の申出)

第10条 労働者等(労働者等であった者を含む。以下この条、次条第1項並びに別表4の項及び7の項において同じ。)は、労働報酬が支払われるべき日において、支払われるべき当該労

働報酬が支払われていない場合又は支払われた当該労働報酬の額が労働報酬下限額を下回る場合は、区長、受注者及び受注関係者（当該労働者等を雇用し、又は当該労働者等と第2条第4号イの契約を締結した受注関係者に限る。）に対し、その事実を申し出ることができる。

（報告、調査等）

第11条 区長は、前条の規定による申出があったとき、又は第7条第1項及び第9条の規定により約定した事項（以下「約定事項」という。）の遵守の状況を確認するため必要があると認めるときは、受注者若しくは受注関係者に対し必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は区職員をして当該受注者若しくは受注関係者の事業所等に立ち入らせ、労働者等の労働条件が分かる書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（是正の求め）

第12条 区長は、前条第1項の規定による報告、調査等の結果、受注者又は受注関係者が約定事項に違反をしていると認めるときは、受注者に対し速やかに当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを求めるものとする。

（公表）

第13条 区長は、別表10の項に定める事由による公契約の解除等（地方自治法第244の2第11項の規定による指定の取消し及び期間を定めた管理の業務の全部又は一部の停止の命令を含む。以下同じ。）をしたとき（当該公契約に係る契約期間の終了後又は指定管理協定により指定管理者に管理を行わせる期間の満了後に約定事項の違反が判明したときを含む。）は、その旨を公表することができる。

2 区長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表に係る受注者又は受注関係者に対し、意見を述べ、及び証拠を提示する機会を与えるものとする。

（公契約審議会の設置）

第14条 公契約に関する施策の適正な実施を確保するため、区長の附属機関として、荒川区公契約審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、区長の諮問に応じ、労働報酬下限額その他公契約に関し必要な事項について調査審議し、答申する。

3 審議会は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱する委員6人以内をもって組織する。

（1） 学識経験者 2人以内

（2） 事業者団体関係者 2人以内

（3） 労働者団体関係者 2人以内

4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

（委任）

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第6条から第13条まで及び別表の規定は、令和9年4月1日以後に締結する公契約について適用する。

(荒川区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 荒川区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年荒川区条例第22号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(報酬の額)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる委員に対する報酬の額は、勤務1日につき当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) から (5) まで (略)</p> <p><u>(6) 荒川区公契約審議会</u></p> <p><u>会長である委員 2万2,100円</u></p> <p><u>学識経験者である委員 1万9,800円</u></p> <p><u>(7)</u> (略)</p> <p><u>(8)</u> (略)</p> <p><u>(9)</u> (略)</p> <p><u>(10)</u> (略)</p> <p><u>(11)</u> (略)</p> <p><u>(12)</u> (略)</p> <p><u>(13)</u> (略)</p> <p><u>(14)</u> (略)</p> <p><u>(15)</u> (略)</p> <p><u>(16)</u> (略)</p> <p><u>(17)</u> (略)</p> <p><u>(18)</u> (略)</p> <p><u>(19)</u> (略)</p> <p><u>(20)</u> (略)</p> <p><u>(21)</u> (略)</p> <p><u>(22)</u> (略)</p> <p><u>(23)</u> (略)</p> <p><u>(24)</u> (略)</p> <p><u>(25)</u> (略)</p>	<p>(報酬の額)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる委員に対する報酬の額は、勤務1日につき当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) から (5) まで (略)</p> <p><u>(6)</u> (略)</p> <p><u>(7)</u> (略)</p> <p><u>(8)</u> (略)</p> <p><u>(9)</u> (略)</p> <p><u>(10)</u> (略)</p> <p><u>(11)</u> (略)</p> <p><u>(12)</u> (略)</p> <p><u>(13)</u> (略)</p> <p><u>(14)</u> (略)</p> <p><u>(15)</u> (略)</p> <p><u>(16)</u> (略)</p> <p><u>(17)</u> (略)</p> <p><u>(18)</u> (略)</p> <p><u>(19)</u> (略)</p> <p><u>(20)</u> (略)</p> <p><u>(21)</u> (略)</p> <p><u>(22)</u> (略)</p> <p><u>(23)</u> (略)</p> <p><u>(24)</u> (略)</p>

<u>(26)</u> (略)	<u>(25)</u> (略)
<u>(27)</u> (略)	<u>(26)</u> (略)
<u>(28)</u> (略)	<u>(27)</u> (略)
<u>(29)</u> (略)	<u>(28)</u> (略)

別表（第9条、第10条、第13条関係）

1 労働関係法令の遵守	受注者は、第2条第4号アに掲げる者に係る労働環境の整備に関し、労働基準法その他の労働関係法令の規定を遵守しなければならないこと。
2 労働者等との契約条件	受注者は、第2条第4号イに掲げる者と請負契約又は委託契約を締結しようとするときは、労働基準法その他の労働関係法令の趣旨を尊重した内容としなければならないこと。
3 労働者等の継続雇用	受注者は、継続性のある業務に関する公契約を締結するときは、当該業務に従事する労働者等の雇用の安定並びに当該業務の質の維持及び継続性の確保に配慮し、当該公契約の締結前から当該業務に従事していた労働者等のうち希望するものを雇用するよう努めること。
4 労働報酬に係る受注者の連帯責任	受注者は、受注関係者が労働者等に対して支払うべき労働報酬を支払わないとき、又は受注関係者が支払った労働報酬の額が労働報酬下限額を下回るときは、当該受注関係者と連帯して、当該労働者等に対し、当該労働報酬に相当する額又は労働報酬下限額と当該支払った労働報酬の額との差額に相当する額を支払うものとする。
5 労働条件等の区への報告	受注者は、規則で定めるところにより、労働者等に係る労働条件に関する事項を区長に報告しなければならないこと。
6 労働者等に対する周知	受注者は、労働報酬下限額その他規則で定める事項を作業所等の労働者等が見やすい場所に掲示し、又はこれらの事項を記載した書面を労働者等に交付しなければならないこと。
7 不利益な取扱いの禁止等	受注者は、第10条の規定による申出を受けたときは、誠実に対応するとともに、当該申出をした労働者等について、当該申出をしたことを理由として、解雇、請負契約又は委託契約の解除その他の不利益な取扱いをしてはならないこと。
8 報告、調査等への対応	受注者は、第11条第1項の規定による報告、調査等に応じ、及び協力しなければならないこと。
9 約定事項の違反の是正及び報告	受注者は、第12条の規定による是正の求めを受けたときは、速やかに是正の措置を講じ、当該措置の内容を区長に報告しなければならないこと。

10 公契約の解除等	<p>区は、受注者又は受注関係者が次のいずれかの事由に該当するときは、当該公契約の解除等を行うことができるものとし、当該解除等により受注者又は受注関係者に生じた損害を賠償する責任を負わないこと。</p> <p>(1) 第11条第1項の規定による報告の求めに応じず、若しくは虚偽の報告をし、又は調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。</p> <p>(2) 第12条の規定による求めに応じないとき。</p> <p>(3) 9の項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。</p>
11 公契約の解除等に係る損害賠償責任	<p>受注者は、区が10の項に定める事由による公契約の解除等をした場合において、当該公契約の解除等により区に損害が生じたときは、その損害を賠償しなければならないこと。</p>
12 公契約の解除等に係る違約金	<p>区は、10の項に定める事由による公契約の解除等をしたときは、受注者に対し違約金の支払を求めることができること。</p>
13 受注者と受注関係者との契約	<p>受注者は、受注関係者と公契約に係る業務について契約を締結するときは、受注関係者においても当該受注者が遵守すべき約定事項について遵守することとなるよう、約定しなければならないこと。</p>

## 荒川区公契約条例の制定について

1 改正・提案理由				
<p>公契約に関し、基本方針を定め、区及び受注者の責務を明らかにするとともに、公契約の締結において必要な事項を定めるため、荒川区公契約条例を制定する。</p>				
2 内容				
<p>(1) 条例の目的 この条例は、荒川区（以下「区」という。）における公契約に関し、基本方針を定め、区及び受注者の責務を明らかにするとともに、公契約の締結において必要な事項を定めることにより、公契約に係る入札、契約等の適正化及び優れた人材を確保することができる労働者等の適正な労働環境の整備を推進し、公契約の適正な履行及び良好な品質の確保を図り、もって区民の福祉の増進、地域経済の活性化及び持続可能な社会の実現に寄与するため。（条例案第1条）</p> <p>(2) 条例案の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第1条 目的</li> <li>第2条 定義</li> <li>第3条 基本方針</li> <li>第4条 区の責務</li> <li>第5条 受注者の責務</li> <li>第6条 適用範囲</li> <li>第7条 労働者等の労働報酬</li> <li>第8条 労働報酬下限額の決定等</li> <li>第9条 公契約において約定する事項</li> <li>第10条 労働者等の申出</li> <li>第11条 報告、調査等</li> <li>第12条 是正の求め</li> <li>第13条 公表</li> <li>第14条 公契約審議会の設置</li> <li>第15条 委任</li> </ul>				
3 施行期日				
令和8年4月1日				
議会等報告	開示予定日	区報	HP	記者会見
2月3日 総務企画委員会 (内示)	議決後	4月1日号	4月1日	—



## 荒川区公契約条例

### (目的)

第1条 この条例は、荒川区（以下「区」という。）における公契約に関し、基本方針を定め、区及び受注者の責務を明らかにするとともに、公契約の締結において必要な事項を定めることにより、公契約に係る入札、契約等の適正化及び優れた人材を確保することができる労働者等の適正な労働環境の整備を推進し、公契約の適正な履行及び良好な品質の確保を図り、もって区民の福祉の増進、地域経済の活性化及び持続可能な社会の実現に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 公契約 区が締結する請負契約、委託契約及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の指定管理者（以下「指定管理者」という。）と締結する公の施設の管理に関する協定（以下「指定管理協定」という。）をいう。

(2) 受注者 区と公契約を締結する者をいう。

(3) 受注関係者 次に掲げる者をいう。

ア 区以外の者から公契約に係る業務の一部を請け負い、又は受託する者（次号イに掲げる者を除く。）

イ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）の規定に基づき、受注者又はアに掲げる者に公契約に係る業務に従事する労働者を派遣する者

(4) 労働者等 次に掲げる者をいう。

ア 受注者又は受注関係者に雇用され、専ら公契約に係る業務に従事する労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条の労働者（同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く。）

イ 受注者又は受注関係者との契約により公契約に係る業務の一部を請け負い、又は受託する者であって、当該業務を他の者を使用しないで行うもの

(5) 労働報酬 公契約に係る業務の対価で、次に掲げるものをいう。ただし、第6条第1項第2号及び第3号に掲げる公契約にあつては、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第4条第3項各号に掲げる賃金を除く。

ア 前号アに掲げる者がその者を雇用する受注者又は受注関係者から得る賃金

イ 前号イに掲げる者が同号イの契約により得る収入

### (基本方針)

第3条 区における公契約に係る基本方針は、次のとおりとする。

(1) 手続の透明性を確保し、公正な競争を促進すること。

(2) 談合その他の不正行為を排除すること。

(3) 労働者等の適正な労働条件の確保その他の労働環境の整備を図ること。

(4) 区内の事業者の受注の機会を確保するよう努めること。

(5) 適正な履行及び良好な品質を確保すること。

### (区の責務)

第4条 区は、前条の基本方針にのっとり、公契約に関する施策を総合的に策定し、及び実施す

る責務を有する。

(受注者の責務)

第5条 受注者は、公契約を締結した者としての社会的な責任を自覚し、法令等を遵守するとともに、前条の施策に協力するよう努めなければならない。

2 受注者は、労働者等の適正な労働条件の確保その他の労働環境の整備に努めなければならない。

(適用範囲)

第6条 次条から第13条までの規定は、公契約のうち次に掲げるものについて適用する。

(1) 工事又は製造の請負契約でその予定価格が1億円以上のもの

(2) 工事又は製造以外の請負契約及び委託契約のうちその予定価格が1,000万円以上のものであって、荒川区規則(以下「規則」という。)で定めるもの

(3) 指定管理協定(規則で定めるものを除く。)

2 前項の規定は、公契約の受注者が国、地方公共団体その他規則で定める者である場合については、適用しない。

(労働者等の労働報酬)

第7条 区は、公契約において、その受注者及び受注関係者が労働者等(最低賃金法第7条の労働者を除く。次条第1項において同じ。)に対し、労働報酬の下限として区長が定める額(以下「労働報酬下限額」という。)以上の額の労働報酬を支払わなければならないことを約定するものとする。

2 労働報酬下限額は、時間によって定めるものとする。

3 労働報酬が時間以外の期間又は出来高払制その他の請負制によって定められている場合における当該労働報酬の換算方法は、規則で定める。

(労働報酬下限額の決定等)

第8条 区長は、次の各号に掲げる労働者等の区分に応じ、当該各号に定めるものその他の事情を勘案して、労働報酬下限額を定めるものとする。

(1) 第6条第1項第1号に掲げる公契約に係る業務に従事する労働者等 農林水産省及び国土交通省が決定する公共工事の工事費の積算に用いるための労務の単価

(2) 第6条第1項第2号又は第3号に掲げる公契約に係る業務に従事する労働者等 最低賃金法第9条第1項の地域別最低賃金及び職員の給与に関する条例(昭和33年荒川区条例第4号)第5条第1項第1号イの行政職給料表(二)に定める額

2 区長は、労働報酬下限額を定めようとするときは、あらかじめ、第14条第1項の荒川区公契約審議会の意見を聴かななければならない。

3 区長は、労働報酬下限額を定めたときは、これを告示するものとする。

(公契約において約定する事項)

第9条 区は、公契約の締結に当たり、第7条第1項に規定する事項のほか、別表に定める事項を約定するものとする。

(労働者等の申出)

第10条 労働者等(労働者等であった者を含む。以下この条、次条第1項並びに別表4の項及び7の項において同じ。)は、労働報酬が支払われるべき日において、支払われるべき当該労

働報酬が支払われていない場合又は支払われた当該労働報酬の額が労働報酬下限額を下回る場合は、区長、受注者及び受注関係者（当該労働者等を雇用し、又は当該労働者等と第2条第4号イの契約を締結した受注関係者に限る。）に対し、その事実を申し出ることができる。

（報告、調査等）

第11条 区長は、前条の規定による申出があったとき、又は第7条第1項及び第9条の規定により約定した事項（以下「約定事項」という。）の遵守の状況を確認するため必要があると認めるときは、受注者若しくは受注関係者に対し必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は区職員をして当該受注者若しくは受注関係者の事業所等に立ち入らせ、労働者等の労働条件が分かる書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（是正の求め）

第12条 区長は、前条第1項の規定による報告、調査等の結果、受注者又は受注関係者が約定事項に違反をしていると認めるときは、受注者に対し速やかに当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを求めるものとする。

（公表）

第13条 区長は、別表10の項に定める事由による公契約の解除等（地方自治法第244の2第11項の規定による指定の取消し及び期間を定めた管理の業務の全部又は一部の停止の命令を含む。以下同じ。）をしたとき（当該公契約に係る契約期間の終了後又は指定管理協定により指定管理者に管理を行わせる期間の満了後に約定事項の違反が判明したときを含む。）は、その旨を公表することができる。

2 区長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表に係る受注者又は受注関係者に対し、意見を述べ、及び証拠を提示する機会を与えるものとする。

（公契約審議会の設置）

第14条 公契約に関する施策の適正な実施を確保するため、区長の附属機関として、荒川区公契約審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、区長の諮問に応じ、労働報酬下限額その他公契約に関し必要な事項について調査審議し、答申する。

3 審議会は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱する委員6人以内をもって組織する。

（1） 学識経験者 2人以内

（2） 事業者団体関係者 2人以内

（3） 労働者団体関係者 2人以内

4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

（委任）

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第6条から第13条まで及び別表の規定は、令和9年4月1日以後に締結する公契約について適用する。

(荒川区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 荒川区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年荒川区条例第22号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(報酬の額)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる委員に対する報酬の額は、勤務1日につき当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) から (5) まで (略)</p> <p><u>(6) 荒川区公契約審議会</u></p> <p><u>会長である委員 2万2,100円</u></p> <p><u>学識経験者である委員 1万9,800円</u></p> <p><u>(7)</u> (略)</p> <p><u>(8)</u> (略)</p> <p><u>(9)</u> (略)</p> <p><u>(10)</u> (略)</p> <p><u>(11)</u> (略)</p> <p><u>(12)</u> (略)</p> <p><u>(13)</u> (略)</p> <p><u>(14)</u> (略)</p> <p><u>(15)</u> (略)</p> <p><u>(16)</u> (略)</p> <p><u>(17)</u> (略)</p> <p><u>(18)</u> (略)</p> <p><u>(19)</u> (略)</p> <p><u>(20)</u> (略)</p> <p><u>(21)</u> (略)</p> <p><u>(22)</u> (略)</p> <p><u>(23)</u> (略)</p> <p><u>(24)</u> (略)</p> <p><u>(25)</u> (略)</p>	<p>(報酬の額)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる委員に対する報酬の額は、勤務1日につき当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) から (5) まで (略)</p> <p><u>(6)</u> (略)</p> <p><u>(7)</u> (略)</p> <p><u>(8)</u> (略)</p> <p><u>(9)</u> (略)</p> <p><u>(10)</u> (略)</p> <p><u>(11)</u> (略)</p> <p><u>(12)</u> (略)</p> <p><u>(13)</u> (略)</p> <p><u>(14)</u> (略)</p> <p><u>(15)</u> (略)</p> <p><u>(16)</u> (略)</p> <p><u>(17)</u> (略)</p> <p><u>(18)</u> (略)</p> <p><u>(19)</u> (略)</p> <p><u>(20)</u> (略)</p> <p><u>(21)</u> (略)</p> <p><u>(22)</u> (略)</p> <p><u>(23)</u> (略)</p> <p><u>(24)</u> (略)</p>

<u>(26)</u> (略)	<u>(25)</u> (略)
<u>(27)</u> (略)	<u>(26)</u> (略)
<u>(28)</u> (略)	<u>(27)</u> (略)
<u>(29)</u> (略)	<u>(28)</u> (略)

別表（第9条、第10条、第13条関係）

1 労働関係法令の遵守	受注者は、第2条第4号アに掲げる者に係る労働環境の整備に関し、労働基準法その他の労働関係法令の規定を遵守しなければならないこと。
2 労働者等との契約条件	受注者は、第2条第4号イに掲げる者と請負契約又は委託契約を締結しようとするときは、労働基準法その他の労働関係法令の趣旨を尊重した内容としなければならないこと。
3 労働者等の継続雇用	受注者は、継続性のある業務に関する公契約を締結するときは、当該業務に従事する労働者等の雇用の安定並びに当該業務の質の維持及び継続性の確保に配慮し、当該公契約の締結前から当該業務に従事していた労働者等のうち希望するものを雇用するよう努めること。
4 労働報酬に係る受注者の連帯責任	受注者は、受注関係者が労働者等に対して支払うべき労働報酬を支払わないとき、又は受注関係者が支払った労働報酬の額が労働報酬下限額を下回るときは、当該受注関係者と連帯して、当該労働者等に対し、当該労働報酬に相当する額又は労働報酬下限額と当該支払った労働報酬の額との差額に相当する額を支払うものとする。
5 労働条件等の区への報告	受注者は、規則で定めるところにより、労働者等に係る労働条件に関する事項を区長に報告しなければならないこと。
6 労働者等に対する周知	受注者は、労働報酬下限額その他規則で定める事項を作業所等の労働者等が見やすい場所に掲示し、又はこれらの事項を記載した書面を労働者等に交付しなければならないこと。
7 不利益な取扱いの禁止等	受注者は、第10条の規定による申出を受けたときは、誠実に対応するとともに、当該申出をした労働者等について、当該申出をしたことを理由として、解雇、請負契約又は委託契約の解除その他の不利益な取扱いをしてはならないこと。
8 報告、調査等への対応	受注者は、第11条第1項の規定による報告、調査等に応じ、及び協力しなければならないこと。
9 約定事項の違反の是正及び報告	受注者は、第12条の規定による是正の求めを受けたときは、速やかに是正の措置を講じ、当該措置の内容を区長に報告しなければならないこと。

10 公契約の解除等	<p>区は、受注者又は受注関係者が次のいずれかの事由に該当するときは、当該公契約の解除等を行うことができるものとし、当該解除等により受注者又は受注関係者に生じた損害を賠償する責任を負わないこと。</p> <p>(1) 第11条第1項の規定による報告の求めに応じず、若しくは虚偽の報告をし、又は調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。</p> <p>(2) 第12条の規定による求めに応じないとき。</p> <p>(3) 9の項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。</p>
11 公契約の解除等に係る損害賠償責任	<p>受注者は、区が10の項に定める事由による公契約の解除等をした場合において、当該公契約の解除等により区に損害が生じたときは、その損害を賠償しなければならないこと。</p>
12 公契約の解除等に係る違約金	<p>区は、10の項に定める事由による公契約の解除等をしたときは、受注者に対し違約金の支払を求めることができること。</p>
13 受注者と受注関係者との契約	<p>受注者は、受注関係者と公契約に係る業務について契約を締結するときは、受注関係者においても当該受注者が遵守すべき約定事項について遵守することとなるよう、約定しなければならないこと。</p>

庁議説明資料	
8.1.8	区民生活部防災課

## 災害時等における無人航空機を活用した支援業務に関する協定の締結について

内 容	<p>1 概要</p> <p>無人航空機（ドローン）による空撮・調査やパイロット養成等の事業を展開している伊澤株式会社（以下「伊澤」という。）と災害時等における情報収集体制の強化を図るため、無人航空機を活用した支援業務に関する協定を締結する。</p> <p>2 協定締結の経緯</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・無人航空機は、高所から映像・画像を撮影することが可能であり、災害時の被害状況等を安全かつ俯瞰的に把握できるため、実災害においても情報収集等を行う際に有効活用されている。</li> <li>・そこで、無人航空機による空撮・調査やパイロット養成等の事業を展開している伊澤と災害時等における情報収集体制の強化を図るため、無人航空機を活用した支援業務に関する協定を締結する。</li> </ul> <p>3 協定の概要</p> <p>(1) 名称 災害時等における無人航空機を活用した支援業務に関する協定</p> <p>(2) 相手方 伊澤株式会社（東京都荒川区東日暮里6丁目9番12号） 代表取締役社長 伊澤 英太</p> <p>(3) 協定の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時等における無人航空機を活用した区内やその周辺の被害状況の情報収集及び調査</li> <li>・無人航空機により撮影した映像等の区への提供</li> <li>・平常時の防災訓練や普及啓発活動への参加協力</li> </ul> <p>※協定書の案は、別紙「災害時等における無人航空機を活用した支援業務に関する協定書」のとおり</p> <p>4 要請・受援方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・区内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、無人航空機を活用した情報収集・調査業務を実施する必要があるときは、伊澤に対して支援を要請する。</li> <li>・伊澤は、区からの要請に基づき、被災状況に応じて区災害対策本部や被害現場へ急行し、無人航空機を活用して被害状況の情報収集等をリアルタイムで行い、得られた映像等を適宜、区へ提供する。</li> </ul> <p>5 その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該事業者は区内に事業所（ドローンスクール）を構えており、災害時に</li> </ul>
-----	--

	<p>は速やかに区災対本部と連携のうえ、情報収集活動において支援いただける予定である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ドローンの活用については、他に株式会社スペースワン（台東区）及びアイセイ株式会社(荒川区)と同内容の協定を締結している。</li> <li>・また、区の情報収集ツールとして、高所カメラ（区内6か所8台）を整備している他、新たに防災カメラ（31か所）も整備予定である。</li> <li>・災害時の情報収集体制のさらなる複層化を図るべく、当該事業者と協定を締結する。</li> </ul> <p>6 協定締結式 令和8年2月予定</p>			
<p>今後の予定</p>	<p>令和8年 2月 協定締結式 3月 8日 あら BOSAI2026 出展</p>			
<p>議会等報告</p>	<p>開示予定日</p>	<p>区報</p>	<p>HP</p>	<p>記者会見</p>
<p>協定締結後メール送付</p>	<p>協定締結後</p>	<p>協定締結後</p>	<p>協定締結後</p>	<p>2月予定</p>

# ( 案 )

## 災害時等における無人航空機を活用した支援業務に関する協定書

荒川区(以下「甲」という。)と伊澤株式会社(以下「乙」という。)は、災害時等における航空法(昭和27年法律第231号)第2条第22項に規定する無人航空機を活用した支援業務に関して、次のとおり協定を締結する。

### (目的)

第1条 本協定は、甲が実施する災害時の情報収集・調査業務において、乙が無人航空機を活用して、甲に対して支援及び協力する場合の必要な事項を定めるものとする。

### (支援の要請)

第2条 甲は、荒川区内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時等」という。)に、無人航空機を活用した情報収集・調査業務を実施する必要があるときは、乙に対して支援を要請するものとする。

2 前項の規定による要請は、災害時無人航空機活用支援業務要請書(別記様式第1号)により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等その他通信可能な手段により要請し、その後速やかに乙へ文書を提出するものとする。

3 乙は、甲からの要請を受けた場合は、人員体制、無人航空機等の必要資器材等を確認の上、支援の実施の可否を甲に災害時無人航空機活用支援業務回答書(別記様式第2号)により回答するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等その他通信可能な手段により回答し、その後速やかに甲へ文書を提出するものとする。

### (支援の実施)

第3条 乙は、前条の規定による甲からの要請に対して支援を実施するときは、直ちに、支援の実施に必要な人員及び資器材等を動員し、甲の指示に従い、次に掲げる業務を実施するものとする。

(1)災害時等における無人航空機を活用した荒川区内やその周辺の被害状況の情報収集及び調査

(2)無人航空機により撮影した映像、画像及びその他情報(以下「映像等」という。)の甲への提供

(3)その他甲の要請により、乙が応じられる事項

### (支援業務の報告)

第4条 乙は、前条に定める支援業務を実施したときは、甲の指示に従い、情報収集や調査により得られた映像等を甲へ随時提供するとともに、業務の完了後は速やかにその実施した業務内容等を甲へ災害時無人航空機活用支援業務報告書(別記様式第3号)により報告するものとする。

(映像等の権利帰属)

第5条 本協定に基づく活動支援により乙が撮影した成果品の著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第17条に規定する著作権をいう。)は、甲に帰属する。

2 乙は、撮影した成果品を速やかに甲へ提出するものとする。また乙は甲の許可なく、成果品をインターネット、テレビ放送、その他手段により公開してはならない。

(平常時からの協力)

第6条 乙は、この協定による業務が円滑に行われるよう、甲が行う防災訓練や普及啓発の活動等への参加に努めるものとする。

(費用の負担)

第7条 本協定に基づき乙が実施した支援業務に要した費用は、法令その他特別の定めがある場合を除き、第2条の規定による甲の要請直前における適正な価格を基準として、甲乙協議の上決定し、甲が負担するものとする。

(支払及び請求)

第8条 甲は、前条の規定により決定した費用について、乙から請求があったときは、速やかに支払うものとする。

(無人航空機の飛行手続等)

第9条 無人航空機の飛行に係る許可及び承認等その他第3条及び第6条に定める支援及び協力に際して必要な手続は、乙が行うものとする。

2 甲は、前項に定める乙が行う手続に協力するものとする。

(関係法令の遵守)

第10条 乙は、第3条及び第6条に定める支援及び協力に際して、航空法等の関係法令を遵守するものとする。

(事故等に係る責任)

第11条 乙は、第3条及び第6条に定める支援及び協力に際して、事故及びその他損害(以下「事故等」という。)が発生したときは、甲に対して文書により報告し、甲乙協議の上適切な措置を講じるものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話によるものとし、その後速やかに甲へ文書を提出するものとする。

2 前項の規定による事故等のうち、次の各号に掲げる事由等による損害の賠償及び補償等の一切の費用は、乙が負担するものとする。

- (1) 乙が動員した者の故意又は過失によるもの
- (2) 乙が使用した資器材等の不具合によるもの
- (3) 乙の出動途上及び業務完了後において発生したもの

3 第1項の規定による事故等のうち、甲及び乙の責に帰さない事由による損害の賠償及び補償等は、甲乙協議の上取り決めるものとする。

(災害補償)

第12条 甲は、乙が実施した支援業務に従事した者が、当該業務において死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例(昭和36年荒川区条例第8号)に基づき補償するものとする。ただし、当該業務に従事する者が、他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において損害賠償の責めを免れるものとする。

(秘密の保持)

第13条 乙は、本協定の履行により知り得た秘密を他に漏らしてはならない。履行終了後についても同様とする。

(有効期間)

第14条 本協定の有効期間は、本協定を締結した日から令和8年3月31日までとする。ただし、当該期間満了の3か月前までに甲又は乙のいずれからも本協定の解除又は変更の申し出がないときは、当該有効期間は更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第15条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙署名の上、各1通を保有する。

令和8年 月 日

甲 東京都荒川区荒川二丁目2番3号  
荒川区  
代表者 荒川区長 滝口 学

乙 東京都荒川区東日暮里6丁目9番地12号  
伊澤株式会社  
代表者 取締役社長 伊澤 英太



別記様式第1号

年 月 日

伊澤株式会社 様

荒川区長

### 災害時無人航空機活用支援業務要請書

災害時等における無人航空機を活用した支援業務に関する協定書第2条第2項の規定に基づき、次のとおり協力を要請します。

要請日時	年 月 日( )
要請場所	
要請内容	
その他	

荒川区 連絡担当	
所属	
氏名	
電話番号	



荒川区長

伊澤株式会社

災害時無人航空機活用支援業務回答書

災害時等における無人航空機を活用した支援業務に関する協定書第2条第3項の規定に基づき、次のとおり報告します。

従事日時	年 月 日 ( ) から
回答	可・否
従事者	
機材	
その他	

伊澤株式会社 連絡担当	
氏名	
電話番号	



年 月 日

荒川区長

伊澤株式会社

### 災害時無人航空機活用支援業務報告書

災害時等における無人航空機を活用した支援業務に関する協定書第4条の規定に基づき、次のとおり報告します。

従事日時	年 月 日 ( ) から 年 月 日 ( ) まで
従事場所	
従事内容	
従事者	
その他	

伊澤株式会社 連絡担当	
氏名	
電話番号	



庁議説明資料	
8.1.8	地域文化スポーツ部スポーツ振興課

## 荒川区営運動場の設置、管理に関する条例の一部改正について

1 改正・提案理由				
<p>新たに荒川区営区民運動場（以下「区民運動場」という。）の多目的グラウンドに照明設備を設置し、その使用料等を定めるとともに、区民運動場の施設を延長して使用する場合の使用料の規定を削るため。</p>				
2 内容				
<p>1 区民運動場の多目的グラウンドの照明使用料を設定する。</p> <p>1回1時間 3,100円（中学生以下区分は1,200円）</p> <p>2 照明の設置による多目的グラウンドの使用時間の変更に伴い、1時間延長して使用を承認された場合の使用料に関する規定を削除する。</p>				
3 施行期日				
令和8年4月1日				
議会等報告	開示予定日	区報	HP	記者会見
2月4日 文教・子育て支援委員会 (内示)	議決後	—	公布後	—



## 区民運動場の休場日及び使用時間の変更について

内 容	<p>1 概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・冬場の日の入り時刻が早い時期の夕方利用の安全性の向上や夜間利用枠の導入による利用環境の向上、夏場の熱中症リスクの低減を図るため、区民運動場多目的グラウンドに照明設備を設置する。</li> <li>・これに伴い、区民運動場の休場日及び使用時間を変更し、使用できる時間数を拡大する。</li> </ul> <p>2 変更内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・多目的グラウンドについて、土日祝は午後5時以降、2時間のコマを2コマ、平日は午後7時以降、1コマを設定する。 →変更前：472コマ、変更後：949コマ 477コマ増（R8年度ベース）</li> <li>・ただし、平日午後7時までは、部活動を含め学校利用とする。</li> <li>・小広場（バスケットやテニスで利用）は、従前どおり土日祝の午前9時から午後5時までの利用とする。</li> </ul> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">コマ割</th> <th colspan="2">変更前</th> <th colspan="2">変更後</th> </tr> <tr> <th>土日祝</th> <th>平日</th> <th>土日祝</th> <th>平日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>9時～11時</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">/</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> <tr> <td>11時～13時</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">/</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> <tr> <td>13時～15時</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">/</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> <tr> <td>15時～17時</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">/</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> <tr> <td>17時～19時</td> <td style="text-align: center;">/</td> <td style="text-align: center;">/</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> <tr> <td>19時～21時</td> <td style="text-align: center;">/</td> <td style="text-align: center;">/</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 照明使用料</p> <p>照明設置後の運営に要する想定経費と照明設置工事による減価償却相当額を元に原価計算を行い、使用料を新たに設定する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td style="width: 40%;">1時間あたりの使用料</td> <td>一般：3,100円、中学生以下：1,200円</td> </tr> </table> <p>4 変更手続き</p> <p>照明使用料の設定は条例改正（別途議案提出）、休場日及び使用時間の変更は条例施行規則改正による。</p> <p>5 施行期日</p> <p style="text-align: center;">令和8年4月1日</p>				コマ割	変更前		変更後		土日祝	平日	土日祝	平日	9時～11時	○	/	○	/	11時～13時	○	/	○	/	13時～15時	○	/	○	/	15時～17時	○	/	○	/	17時～19時	/	/	○	/	19時～21時	/	/	○	○	1時間あたりの使用料	一般：3,100円、中学生以下：1,200円
コマ割	変更前		変更後																																										
	土日祝	平日	土日祝	平日																																									
9時～11時	○	/	○	/																																									
11時～13時	○	/	○	/																																									
13時～15時	○	/	○	/																																									
15時～17時	○	/	○	/																																									
17時～19時	/	/	○	/																																									
19時～21時	/	/	○	○																																									
1時間あたりの使用料	一般：3,100円、中学生以下：1,200円																																												
今後の予定	令和8年 2月 4日	文教・子育て支援委員会（内示）	20日	文教・子育て支援委員会（議案審査）																																									
議会等報告	開示予定日	区報	HP	記者会見																																									
2月4日 文教・子育て支援委員会 （内示）	議決後	—	公布後	—																																									



## 東尾久地域包括支援センター移転について

内 容	<p>1 概要 東尾久地域包括支援センターの移転について報告する。</p> <p>2 背景 現在の東尾久地域包括支援センター事務所については、以下のような課題があり、3年ほど前から移転先を探していた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自転車置き場スペースが狭く、はみ出して駐輪した自転車のことで近隣トラブルが発生している</li> <li>・ 大通りに面していることで、車での来所（乗り降りのための一時停車）が困難である</li> <li>・ 相談スペースが狭く、個人情報等の観点から相談スペース（個別ブース）の拡充が必須となっている</li> <li>・ ビルの老朽化による雨漏りが発生している</li> </ul> <p>今回、現施設の近隣にこれらの課題を解決することのできる物件が見つかったため、移転を実施する。</p> <p>3 移転について</p> <p>【物件概要】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>新規</th> <th>現在</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>住所</td> <td>東尾久4-14-11 セレスハイム1階</td> <td>東尾久3-31-8 リリーハイツ101号室</td> </tr> <tr> <td>賃料</td> <td>30万円/月（税込・共益費なし）</td> <td>20.3万円/月（税込）</td> </tr> <tr> <td>面積</td> <td>99.53㎡（約30.1坪）</td> <td>80.00㎡（約24.2坪）</td> </tr> <tr> <td>築年</td> <td>平成6年8月（築31年）</td> <td>昭和60年3月（築41年）</td> </tr> </tbody> </table> <p>【予定時期】 令和8年4月頃を予定</p> <p>【移転経費の区負担】 区から事業者に支払い済みの委託料にて賄う。</p>		新規	現在	住所	東尾久4-14-11 セレスハイム1階	東尾久3-31-8 リリーハイツ101号室	賃料	30万円/月（税込・共益費なし）	20.3万円/月（税込）	面積	99.53㎡（約30.1坪）	80.00㎡（約24.2坪）	築年	平成6年8月（築31年）	昭和60年3月（築41年）
	新規	現在														
住所	東尾久4-14-11 セレスハイム1階	東尾久3-31-8 リリーハイツ101号室														
賃料	30万円/月（税込・共益費なし）	20.3万円/月（税込）														
面積	99.53㎡（約30.1坪）	80.00㎡（約24.2坪）														
築年	平成6年8月（築31年）	昭和60年3月（築41年）														

- 4 「地域包括支援センターの設置場所考え方」について  
令和元年度の福祉・区民生活委員会において、地域包括支援センターの設置場所等の考え方について、以下のとおり報告している。

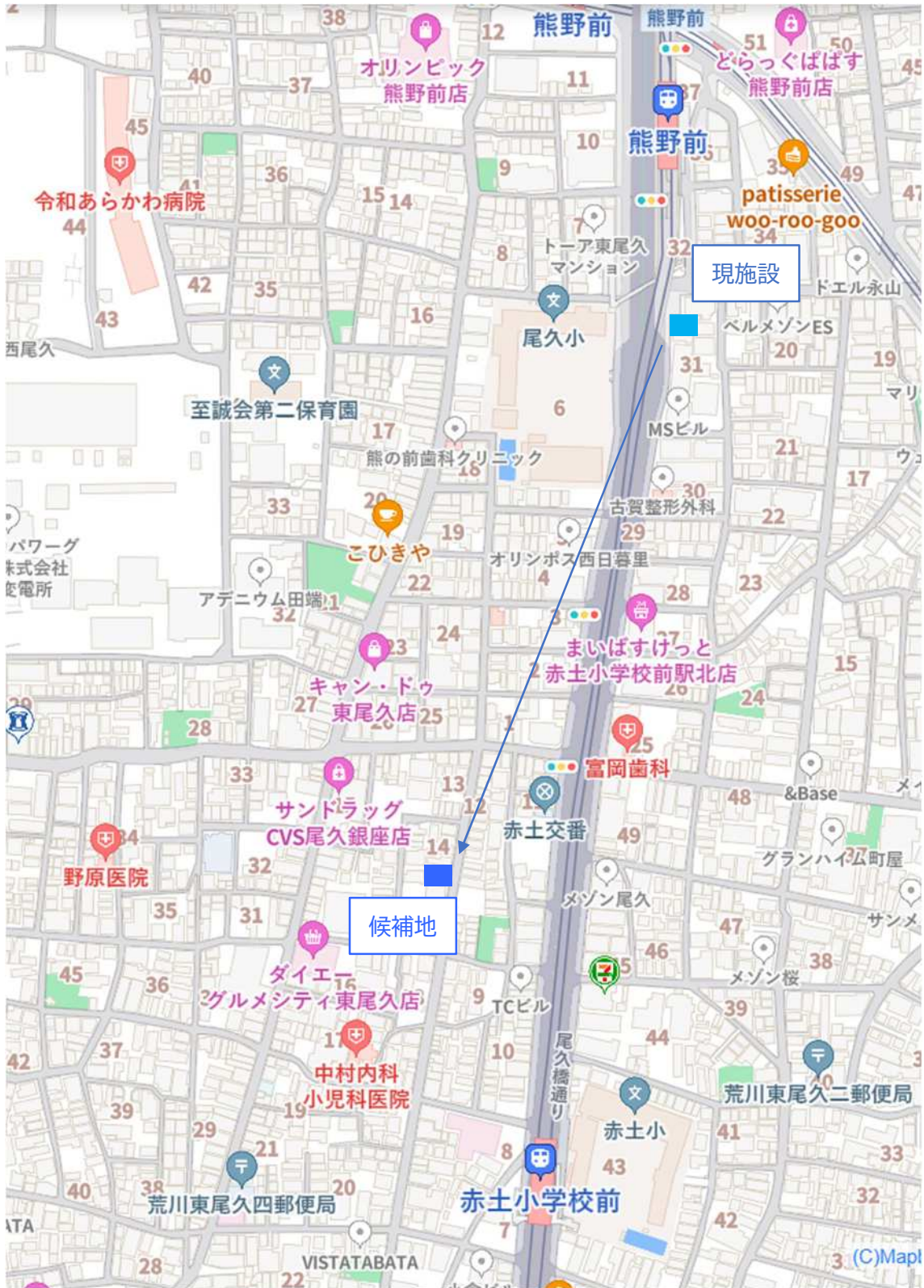
報告内容	内容への対応状況
① 相談者のプライバシー保護が可能な相談スペースを確保する。	移転先では、窓口とは別に相談ブースを確保できる見込み。
② 高齢者が来訪しやすい1階部分に設置する等、利用者の利便性に配慮する。	1階の物件である。
③ 当該圏域の区民にとって利便性が高いと考えられる場所とする。	尾久銀座商店街に近接し、日暮里舎人ライナー・赤土小学校前駅から徒歩3分という交通至便の地に位置している。車での来所も可能な場所でもある。
④ 隣接する圏域の包括の設置場所との配置バランスに配慮する。	東尾久地区の中心地で、他圏域とのバランスも丁度良い。
⑤ 職員数に応じた執務スペース、ロッカールーム、休憩室及びトイレが設置できるスペースを確保する。	現在の事務所より約20㎡広くなるため、職員数に応じたスペースを確保できる見込み。

今後の  
予定

1月14日 福祉・区民生活委員会

議会等報告	開示予定日	区報	HP	記者会見
1月14日 福祉・区民生活 委員会	委員会報告後	4月11日号	4月11日	-

【物件位置】



## 現在の事務所



## 移転候補先

